

## 過大支払利子税制の適用関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

外資系内国法人A社では親会社である米国法人B社からA社の資本金の3倍以下の借入金が常時ある。このたび、借入金の利子について新しい規制が入ったと聞いたが、具体的にはどのようなものなのか。

### 〔ポイント〕

平成24年度の税制改正で過大支払利子税制が導入され、平成25年4月1日以降に開始される事業年度に適用されることになったので、次の項目に分けて検討する。

- 1 わが国の借入金の利子に対する課税の概要
- 2 過大支払利子税制の内容
- 3 超過利子額の損金算入
- 4 租税条約の適用関係

### 〔検討〕

#### 1 わが国の借入金の利子に対する課税の概要

企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、過大な支払利子を損金に算入して税負担を圧縮して租税回避が可能といわれている。

過大な支払利子への対応手段としては、次の表のとおりである。

わが国の現行制度	制度の弱点
過大な利率に対しては、移転価格税制で対応している。	過大な利率には対応できているが、過大な負債の利子に対しては対応できない。
資本に比して過大な負債の利子に対しては、過少資本税制で対応している。	過大な借入と同時に資本を増資することによって、過少資本税制の適用を回避することができる。
所得金額に比して過大な支払利子に対しては、現行では対応する制度はない。	国外関連者等に対する利子は、源泉所得税が課税されているが、租税条約で利子が免税とされた場合、租税回避リスクが増大する。

以上の状況を踏まえ、関連者間において所得金額に比して過大な利子を支払うことによる租税回避を防止するために本制度が導入されたものである。

本制度は、平成24年度の税制改正で導入されたものの、制度の周知に時間を要するため、平成25年4月1日以降に開始する事業年度以降に適用されることとなっている。

#### 2 過大支払利子税制の内容

##### (1) 概要

平成25年4月1日以後に開始する事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%に相当する金額を超えるときは、関連者支払利子等の額の合計額のうち、その超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されない（措法66の5

の2①)。この特例は、外国法人に対しても適用がある。

## (2) 関連者純支払利子等の額

関連者純支払利子等の額とは、その事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等の合計額を控除した残額をいう（措法66の5の2①）。なお、関連者支払利子等には、関連者等において総合課税される課税対象所得とされるものは除かれる。

### イ 関連者支払利子等の額

関連者支払利子等の額とは、法人の関連者等に対する支払利子等の額で、その関連者等の課税対象所得に含まれないもののうち、特定債券現先取引等に係る利子以外の金額をいう（措法66の5の2②、措令39の13の2⑤）。

### ロ 関連者等

関連者等とは、直接又は間接の持分割合が50%以上の親法人及び子法人等をいう（措法66の5の2②、措令39の13の2⑧⑩⑬）。

### ハ 支払利子等

支払利子等とは、その支払う負債の利子（手形の割引料等を含む。）その他債務の保証料や債券の使用料等の一定の費用又は損失をいう（措法66の5の2②、措令39の13の2④）。

## (3) 調整所得金額

調整所得金額とは、関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として計算した金額をいい、調整所得金額の計算にあたっては、受取配当等の益金不算入等の一定の規定を適用せず、かつ、その事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算した場合のその事業年度の所得金額に、下記の①に掲げる金額を加算した金額から、下記②に掲げる金額を控除して計算することとされている（措法66の5の2①、措令39の13の2①）。

### ① 加算する金額

イ その事業年度の関連者純支払利子等の額、減価償却資産に係る償却費の額でその事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される金額

ロ 金銭債権の貸倒れによる損失の額でその事業年度の所得金額の計算上損金の額に算

入される金額

### ② 控除する金額

本制度とタックスヘイブン対策税制との調整措置の対象となる特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額

### (4) 適用除外要件

次のいずれかに該当する場合には、本制度の適用はない（措法66の5の2④）。

① 法人の事業年度の関連者純支払利子等の額が1,000万円以下であるとき

② 法人の事業年度の関連者支払利子等の額の合計額がその事業年度の支払利子等の額の合計額の50%以下であるとき

適用除外の規定は、確定申告書等にその規定の適用がある旨を記した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り適用される（措法66の5の2⑤）。

### (5) 過少資本税制との調整

法人のその事業年度に係る本制度により計算された金額が、その事業年度に係る過少資本税制により計算された金額以下となる場合には、本制度の適用はない（措法66の5の2⑦、措令39の13の2⑰⑱）。

### (6) 同一事業年度におけるタックスヘイブン対策税制との適用調整

法人の事業年度における本制度により損金不算入とされる金額のうち調整対象金額（タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等に係る部分の金額として計算される金額をいう。）がある場合において、その事業年度に係る特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額があるときは、その事業年度において本制度により損金不算入とされる金額のうち、その調整対象金額と、その特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額のうちいずれか少ない金額を、その事業年度において本制度により損金不算入とされる金額から減算する調整を行うこととされている（措法66の5の2⑧、措令39の13の2⑲）。

#### (7) 受取配当等の益金不算入制度に係る負債 利子控除との調整

本制度の適用により損金不算入とされる支払利子等は、受取配当益金不算入制度における負債の利子から控除される（措令39の13の2㉓）。

### 3 超過利子額の損金算入

#### (1) 内容

法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において超過利子額がある場合には、その超過利子額に相当する金額は、その各事業年度の調整所得金額の50%に相当する金額から関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、その各事業年度の所得の計算上、損金に算入される（措法66の5の3①）。

超過利子額とは、関連者等に係る支払利子等の損金不算入の規定を受け、損金の額に算入されなかった金額をいう（措法66の5の3①）。

なお、この措置は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書にその超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、この措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書に、適用を受けようとする金額の記載及びその計算に関する明細書がある場合に限り適用される。この場合において、この措置の適用を受ける金額は、その申告に係るその適用を受けるべき金額に限られる（措法66の5の3⑧）。

#### (2) 超過利子額とタックスヘイブン対策税制 との適用調整

法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた超過利子額のうち調整対象超過利子額がある場合において、その法人のその事業年度にその特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額があるときは、その調整対象超過利子額と、調整事業年度における特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額とのいずれか少ない金額を、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される（措法66の5の3③）。

### 4 租税条約の適用関係

本制度は、国内の関連者等については、法人税や所得税が総合課税されているため適用が除外される。したがって、本制度は、国外の関連者等が主たる対象になる。

日米租税条約において無差別条項が規定されており、本件については、過少資本税制と異なり、類似業種等に対する特例が規定されていないことから、資本無差別に抵触する可能性が指摘されよう。

### 5 まとめ

過大支払利子税制は、究極の支払利子対策税制といえるが、内資系内国法人については、通常適用がないことから、外資系の企業は十分に注意する必要がある。